

名寄観光大使及び名寄ふるさと大使設置要綱を次のとおり定める。

平成 25 年 6 月 28 日

名寄市長 加藤 剛 士

名寄観光大使及び名寄ふるさと大使設置要綱

名寄ふるさと大使設置要綱（平成 20 年告示第 1012 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、各界で活躍されている名寄市内在住者及び名寄市出身者並びに名寄市にゆかりのある方に、知名度や影響力を活かし、本市の魅力を情報発信し、強く本市を応援しようとする意思を有する方を「名寄観光大使」（以下「観光大使」という。）に、本市をより積極的に応援、情報発信しようとする方を「名寄ふるさと大使」（以下「ふるさと大使」という。）に委嘱し、本市を広く紹介することを通じて、本市の認知度の向上及び発展に貢献していただくことを目的とする。

（委嘱）

第 2 条 観光大使は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- （1）本市在住又は本市の出身者で、広く活躍している者若しくは本市の知名度向上に貢献している者
- （2）本市にゆかりのある者で、本市の知名度向上に資するもの
- （3）その他市長が特に認める者

2 ふるさと大使は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- （1）本市在住者で、公募により本市の魅力及び情報を積極的に発信する活動に資すると市長が認めた者
- （2）本市在住、出身者又は本市にゆかりのある者で、広く活躍している者又は本市の知名度向上に貢献している者
- （3）その他市長が特に認める者

3 第 1 項及び第 2 項の場合において、当該委嘱は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 2 項に定める任命行為には当たらないものとする。

（任期）

第 3 条 観光大使及びふるさと大使の任期は、次に掲げるものとする。

- （1）観光大使の任期は、設けないこととする。ただし、観光大使本人から辞退の申し出があった場合は、この限りでない。
- （2）ふるさと大使の任期は、設けないこととする。ただし、公募により任命された者は任期を 2 年間とし、再任は妨げない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときには、大使を解任することができる。

(活動)

第4条 観光大使及びふるさと大使は、それぞれの居住地、職域等において、機会あるごとに本市の紹介に努めるとともに、本市への積極的な提言等を行うものとする。

(報酬等)

第5条 観光大使及びふるさと大使に対する報酬は支給しない。ただし、本市からの依頼による任務遂行のため、市長が必要と認める経費については、予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第6条 観光大使及びふるさと大使に関する庶務は、経済部内において処理する。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。